

沿岸広域振興局長告示第56号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和4年10月25日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 名称 宮古市新里閉伊川・刈屋川流域特定猟具使用禁止区域
- 2 区域 旧下閉伊郡新里村地内の国道106号と市道第2太長根線との交点を起点とし、起点から国道106号を東に進み市道太長根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みJR山田線との交点に至り、同点から同JR線を南に進み閉伊川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み国道106号との交点に至り、同点から同国道を東に進み県道茂市停車場線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道日蔭線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道刈屋和井内線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み刈屋川にかかる丹野橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み市道刈屋線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道茂市線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道第2太長根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具 銃器